

利 用 者 の た め に

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

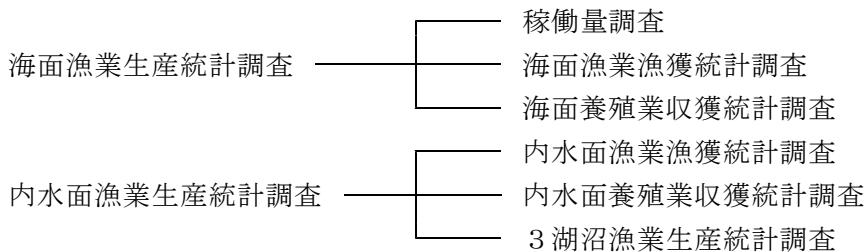
海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査（以下「調査」という。）は、我が国の海面漁業、海面養殖業、内水面漁業及び内水面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の根拠

海面漁業生産統計調査は統計法（昭和22年法律第18号）及び海面漁業生産統計調査規則（昭和27年農林省令第65号）に基づき、内水面漁業生産統計調査は統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき実施した。

3 調査の種類

調査の種類は、以下のとおりである。



4 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

5 調査期間

調査期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業する場合は、陸揚げ等のために港に入港した日の属する年に含めて調査を行った。

6 調査員等の設置

調査のために、稼働量調査については、漁業調査区及び養殖業調査区を設定し、それぞれ海面漁業調査員、海面養殖業調査員を必要に応じて設置した。また、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査については、水揚機関等に必要に応じて調査協力者を設置した。また、内水面漁業生産統計調査については、内水面漁業協同組合又は市町村の区域ごとに内水面漁業・養殖業調査員を必要に応じて設置した。

7 調査の対象

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査

この調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項に基づく市町村指定（昭和31年農林水産省告示第427号）の区域内（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として行った。

また、国外に設立された合弁会社のうち、漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査対象とした。

(2) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査は、漁業権等が設定された年間漁獲量100t以上の中河川及び湖沼並びに年間漁獲量が100t未満の中河川及び湖沼であっても、国の施策上、毎年の調査が必要な中河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体を対象として行った。

(3) 内水面養殖業収穫統計調査

この調査は、全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖するすべての内水面養殖業経営体を対象として行った。

(4) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査の調査対象は、以下のとおりである。

- ア 琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関
- イ 琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で漁業又は養殖業を営むすべての漁業経営体及び養殖業経営体

8 調査客体数

(1) 稼働量調査

漁業調査区 5,127、養殖業調査区 1,269

(2) 海面漁業漁獲統計調査

水揚機関 1,922客体、海面漁業経営体 13,939客体

(3) 海面養殖業収穫統計調査

水揚機関等 2,413客体

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

内水面漁協・内水面漁業経営体 637客体

(5) 内水面養殖業収穫統計調査

内水面養殖業経営体 2,363客体

(6) 3湖沼漁業生産統計調査

水揚機関等 1,262客体

9 調査事項

(1) 稼働量調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

ア 漁船漁業等経営体

- | | |
|-------------|-----------------|
| (ア) 漁業経営体名 | (キ) 航海数 |
| (イ) 漁業経営体住所 | (ク) 出漁日数 |
| (ウ) 漁船名 | (ケ) 漁労日数 |
| (エ) 漁船トン数 | (コ) 年間海上作業従事日数 |
| (オ) 営んだ漁業種類 | (サ) 販売金額1位の漁業種類 |
| (カ) 操業水域 | |

イ 養殖業経営体

- | | |
|-------------|-----------------|
| (ア) 漁業経営体名 | (キ) 営んだ養殖種類 |
| (イ) 漁業経営体住所 | (ク) 養殖方法 |
| (ウ) 漁船名 | (ケ) 養殖施設数 |
| (エ) 漁船トン数 | (コ) 年間海上作業従事日数 |
| (オ) 営んだ漁業種類 | (サ) 販売金額1位の漁業種類 |
| (カ) 操業水域 | (シ) 養殖施設面積 |

(2) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

ア 水揚機関

- | | |
|------------|--|
| (ア) 漁業経営体名 | |
| (イ) 漁船名 | |
| (ウ) 漁船トン数 | |
| (エ) 操業水域 | |
| (オ) 魚種別漁獲量 | |

イ 漁業経営体

- | | |
|------------|---------------|
| (ア) 漁業種類名 | (キ) 陸揚月日 |
| (イ) 漁船名 | (ク) 陸揚地又は水揚機関 |
| (ウ) 漁船トン数 | (ケ) 航海数 |
| (エ) 操業水域 | (コ) 出漁日数 |
| (オ) 魚種別漁獲量 | (サ) 漁労日数 |
| (カ) 出漁期間 | |

- 注：1 航海数は、地びき網、定置網、潜水器漁業、採貝及び採藻を除く10トン以上の動力漁船を使用する漁船漁業についてのみ調査した。
- 2 漁労日数は、指定漁業（後に掲げる「漁業分類の定義」による。以下同じ。）についてのみ調査した。
- 3 漁船非使用の漁業については、漁獲量のみを調査した。
- 4 地びき網、定置網、潜水器漁業、採貝及び採藻については、漁労体数及び漁獲量のみを調査した。

(3) 海面養殖業収穫統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 養殖種類名
- イ 収穫魚種
- ウ 収穫量
- エ 経営体数
- オ 販売種苗種類別経営体数
- カ 年間種苗販売量
- キ 配合飼料・生餌別年間投餌量

注：1　投餌量は、魚類養殖（その他の魚類養殖を除く。）及びくるまえび養殖についてのみ調査した。

2　かき類養殖及びのり類養殖は、四半期別及び養殖年度（7月～翌年6月）別収穫量についても調査した。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査は、内水面における水産動植物の採捕に係る次に掲げる事項について行った。

- ア 魚種別漁獲量
- イ 魚種別天然産種苗採捕量

(5) 内水面養殖業収穫統計調査

この調査は、内水面における水産動植物の養殖の事業に係る次に掲げる事項について行った。

- ア 魚種別養殖方法別収穫量（食用に限る。）
- イ 魚種別種苗販売量

(6) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ア 漁船名 | ク 施設数 |
| イ 漁船トン数 | ケ 施設面積 |
| ウ 漁業種類名（又は養殖種類名） | コ 投餌量 |
| エ 出漁日数 | サ 年間種苗販売量 |
| オ 魚種別漁獲量 | シ 販売金額1位の漁業種類（養殖種類） |
| カ 天然産種苗採捕量 | ス 経営組織 |
| キ 養殖方法 | セ 年間湖上作業従事日数区分 |

10 調査方法

(1) 稼働量調査

この調査は、毎月、統計調査員による海面漁業経営体の代表者に対する面接聞き取り調査の方法で行った。

注：以下の漁獲成績等報告書を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体及び海面漁業経営体の

所在する地域の水揚機関を利用しない海面漁業経営体については、(2)の海面漁業漁獲統計調査の中で稼働量調査の調査項目について調査を行った。

〔漁獲成績等報告書を利用できる漁業種類〕

沖合底びき網、以西底びき網、大中型まき網、遠洋底びき網、遠洋・近海まぐろはえ縄、遠洋・近海かつお一本釣、小型捕鯨、さけ・ます流し網（中型）、遠洋・近海いか釣、さんま棒受網、ずわいがに漁業、日口民間操業による漁業、官公庁・学校・試験研究機関が行う指定漁業

(2) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、次に掲げるア又はイの方法で行った。

- ア 四半期毎に、水揚機関の代表者に調査票（水揚機関用）又はフレキシブルディスクを配付し、自計申告する方法又は農林水産省の職員による水揚機関の代表者に対する面接聞き取り調査の方法で行った。
- イ 年1回、海面漁業経営体の代表者に調査票（漁業経営体用）を配付し、自計申告する方法又は農林水産省の職員による漁業経営体の代表者に対する面接聞き取り調査の方法で行った。
なお、上記の漁獲成績等報告書を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、上記ア、イの調査方法に加えて、漁獲成績等報告書による取りまとめを行った。

(3) 海面養殖業収穫統計調査

この調査は、次に掲げるア又はイの方法で行った。

- ア 四半期毎に、水揚機関の代表者に調査票又はフレキシブルディスクを配付し、自計申告する方法又は農林水産省の職員による水揚機関の代表者に対する面接聞き取り調査の方法で行った。
- イ 年1回、養殖業経営体の代表者に調査票を配付し、自計申告する方法又は農林水産省の職員による養殖業経営体の代表者に対する面接聞き取り調査の方法で行った。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収穫統計調査

この調査は、内水面漁業協同組合、漁業経営体又は養殖業経営体の代表者にあらかじめ郵送した調査票を調査員又は農林水産省の職員が回収する方法若しくは調査員又は農林水産省の職員による面接聞き取り調査による方法若しくは往復郵送による方法で行った。

(5) 3 湖沼漁業生産統計調査

この調査は、水揚機関、漁業経営体又は養殖業経営体の代表者に調査票を配付し、調査員又は農林水産省の職員が回収する方法若しくは調査員又は農林水産省の職員による面接聞き取り調査による方法で行った。

11 統計値の計上方法

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査

この調査結果は、海面漁業経営体の所在地に計上した。

なお、かき類養殖及びのり類養殖の収穫量については、暦年のほか四半期別及び養殖年度についても取りまとめて計上した。

(2) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査結果は、漁業経営体が漁獲又は遊漁者が採捕した河川及び湖沼ごとに計上した。

(3) 内水面養殖業収穫統計調査

この調査結果は、養殖業経営体が収穫を行った市町村ごとに計上した。

(4) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査結果は、漁業経営体が漁獲又は養殖業経営体が収穫した3湖沼にそれぞれ計上した。

12 目標（実績）精度

海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査においては、目標精度は設定していない。

13 用語の定義及び約束

(1) 稼働量調査

ア 漁業経営体

平成17年1月1日～12月31日の間に海面において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。

調査結果については、平成17年1月1日～12月31日の間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人漁業経営体を除いた経営体数を掲載した。

イ 経営組織

(ア) 個人漁業経営体

漁業経営体のうち、個人で漁業を自営するものをいう。

(イ) 団体漁業経営体

個人漁業経営体以外の漁業経営体で、次のものをいう。

a 会社

商法（明治32年法律第48号）又は有限会社法（明治13年法律第74号）に基づき会社として登記されたものをいう。

b 漁業協同組合

水産業協同組合法（明治23年法律第242号。以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

c 漁業生産組合

水協法に基づき設立された漁業生産組合をいう。

d 共同経営

2人以上（法人を含む。）のものが漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を

共同で管理運営するものをいう。

e 官公庁・学校・試験場

漁業を行った官公庁、学校及び試験場のうち、漁獲物及び収穫物を販売したものをいう。

ウ 漁船

平成17年1月1日～12月31日の間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在で保有しているものをいい、主船のほかに付属船(まき網漁業における灯船、魚群探索船、運搬船等)を含めた。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(買いつけ用の鮮魚運搬船等)は含めない。

調査結果については、すべての漁業経営体が漁業生産のために使用した隻数を掲載した。

エ 経営体階層

海面漁業経営体の平成17年1月1日～12月31日の間における「販売金額1位の漁業種類」により、定置網、地びき網、海面養殖、漁船漁業及び漁船非使用に区分し、さらに漁船漁業については、海面漁業経営体の平成17年1月1日～12月31日の間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により区分した。

オ 漁業種類

(ア) 主とする漁業種類

海面漁業経営体が平成17年1月1日～12月31日の間に営んだ漁業種類のうち、販売金額が最も多い漁業種類をいう。

(イ) 営んだ漁業種類

漁業経営体が平成17年1月1日～12月31日の間に営んだすべての漁業種類をいう。

カ 漁業層

(ア) 沿岸漁業層

漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものである。

(イ) 中小漁業層

動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものである。

(ウ) 大規模漁業層

動力船1,000トン以上の各階層を総称したものである。

(2) 海面漁業漁獲統計調査

ア 海面漁業

海面(浜名湖、中海、加茂湖、サロマ湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。)において水産動植物を採捕する事業(くじら、いるか及びあざらし以外の海獣を獵獲する事業を除く。)をいう。

イ 遠洋漁業

遠洋漁業とは、次の(ア)～(ケ)の漁業をいう。

(ア) 遠洋底びき網

(イ) 以西底びき網

(ウ) 大中型遠洋かつお・まぐろ1そうまき網

(エ) 北洋はえ縄・刺網(平成14年まで)

(オ) 遠洋まぐろはえ縄

(カ) 遠洋かつお一本釣

(キ) 遠洋いか釣

(ク) その他のはえ縄のうち日口民間操業に係る漁業

(ケ) その他の漁業のうち大西洋はえ縄等漁業及び日口民間操業に係る漁業

ウ 沖合漁業

沖合漁業とは、10トン以上の動力漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業、定置網漁業及び地びき網漁業を除いたものをいう。

エ 沿岸漁業

沿岸漁業とは、漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力漁船を使用する漁業並びに定置網漁業及び地びき網漁業をいう。

オ 漁労体

漁業経営体が海面漁業を営むための漁労の単位であり、漁船漁業における単船操業の場合は1隻を1漁労体とし、複船操業の場合は1組を1漁労体とした。

定置網においては、大型定置網は定置漁業権1件ごとに1漁労体とし、小型定置網及び地びき網は地元において呼称されている網(ます網、つぼ網、角建網等)をもって1漁労体とした。

なお、漁船非使用の漁業は漁労体数には計上しない。

また、漁労体数の統計上の単位については、(カ)統とした。

カ 水揚機関

生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。

キ 航海数

漁船が漁労を目的として出港してから入港するまでを1航海とし、その出漁回数を計上した。

なお、何らかの理由により漁労作業が行われなかった場合も、漁労を目的としていた場合は航海とした。

ただし、同一日に同一漁船が同一漁業で2回以上航海しても、1航海とした。

ク 出漁日数

漁獲の有無にかかわらず、漁船が漁労作業を目的として航海した日数をいい、日帰り操業の場合及び夕方出港し翌朝入港の場合は、いずれも1日として数え、1航海が2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日まで積算した日数とした。

ケ 漁獲量

漁労作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用(食用又は贈答用)、自家加工用、販売活餌等を含む。

ただし、次のものは除外した。

(ア) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの

(イ) 沈没により滅失したもの

(ウ) 自家用の漁業用餌料(たい釣のためのえび類、敷網等のためのあみ類等)として採捕したもの

(エ) 自家用の養殖用種苗として採捕したもの

(オ) 自家用肥料に供するため採捕したもの(主として海藻類、かしづん、ひとで類等)

なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算

した。

単位は、原則として t で計上したが、捕鯨業による鯨類は頭で計上した。

(3) 海面養殖業収穫統計調査

ア 海面養殖業

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいう。

なお、海面養殖業には、海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含む。

イ 養殖経営体

利潤又は生活の資を得るために海面養殖業を営む世帯及びその他の事業所をいう。

なお、真珠養殖における経営体とは、母貝仕立て、挿核施術から施術後の貝の養成、管理を一貫して行うものをいう。

ウ 施設数

海面養殖業を営むために、築堤等で区切った海面又は海面に敷設した施設（いかだ、さく等）の数をいう。

エ 施設面積

海面養殖業を営むために、築堤等で区切った海面の面積又は海面に敷設した施設の面積（養殖施設の投影面積の合計）をいう。

なお、はえ縄式は、総延長を1,000m単位で計上した。

オ 水揚機関

(2)の海面漁業漁獲統計調査に同じ。

カ 養殖種類別の計上方法

(ア) 魚類養殖、水産動物類養殖

a 養殖施設数

養殖に使用した施設の数をいい、築堤式、網仕切式、小割式、陸上水槽式は面で計上した。

なお、種苗養殖のみに使用した施設は除いた。

b 投餌量

養殖のために投与した餌料の量をいい、t 単位で計上した（種苗養殖のために投与した餌料は含めない。）。

また、本項目は、ぎんざけ、ひらめ、ぶり類、まだい及びくるまえびの各養殖について調査した。

c 養殖収穫量

収穫した量（種苗養殖による収穫を除く。）を t 単位で計上した。

(イ) かき類養殖

a 養殖施設数

全国標準規格として、いかだ式は $18.2\text{m} \times 10.9\text{m}$ 、はえ縄式は 54.54m を 1 台に換算して計上した。

b 養殖収穫量

むき身重量と殻付き重量のそれぞれを t 単位で計上した。

むき身重量は、むき身調査分に殻付き分をむき身換算したものを加え、殻付き重量は、

殻付き調査分にむき身調査分を殻付き換算したものを加え、それぞれ全量を表示した。

また、計上期間は暦年、養殖年度（7月～翌年6月）及び四半期（むき身に限る。）とした。ただし、翌年1～6月は、水揚機関のみで調査した結果であり、概数である。

(ウ) ほたてがい養殖及びその他の貝類養殖

a 養殖施設数

いかだ式は台、簡易垂下式は面、はえ縄式は1,000m単位で計上した。

b 養殖収穫量

殻付き重量をt単位で計上した。

(エ) のり類養殖

a 養殖施設数

全国標準規格として、網ひび式は18.2m×1.5mを1さくに換算し、1,000さく単位で計上した。

b 養殖収穫量

「板のり」及び「ばらのり」の干重量を生重量換算したものに「その他」（生重量）を加え、t単位で計上した。

なお、「板のり」は1,000枚単位で、「ばらのり」及び「その他」はt単位で計上した。

また、計上期間は暦年、養殖年度（7月～翌年6月）及び四半期とした。ただし、翌年1月～6月は、水揚機関のみで調査した結果であり、概数である。

(オ) こんぶ類養殖、わかめ類養殖及びその他の海藻類養殖

a 養殖施設数

いかだ式は台、はえ縄式は1,000m単位で計上した。

b 養殖収穫量

生重量をt単位で計上した。

なお、干製品で調査したものは生重量に換算した。

(カ) 真珠養殖

a 養殖施設数

全国標準規格として、いかだ式は6.36m×5.45mを、はえ縄式は使用する幹縄又は幹竹の長さ15m×4本を1台に換算して計上した。

b 浜揚量

収穫された真珠のうち、販売に供し得ないくず玉を除き、次の区分によりkg単位で計上した。

(a) 真円真珠 大玉 直径 (8.0mm以上)

中玉 直径 (6.0mm以上8.0mm未満)

小玉 直径 (5.0mm以上6.0mm未満)

厘玉 直径 (5.0mm未満)

(b) 半円真珠 (スリー・クォーターサイズを含む。)

キ 種苗養殖

種苗養殖とは、下記の種苗養殖（自家用を除く。）をいう。

(ア) ぶり類種苗養殖

(イ) 真珠母貝養殖

(エ) くるまえび種苗養殖

(イ) まだい種苗養殖

(オ) ほたてがい種苗養殖

(ケ) わかめ類種苗養殖

(ウ) ひらめ種苗養殖

(カ) かき類種苗養殖

(ケ) のり類種苗養殖

ク 種苗販売量

ぶり類種苗、まだい種苗、ひらめ種苗及びくるまえび種苗は、1,000尾単位で計上した。

真珠母貝は、t 単位で計上した。

ほたてがい種苗は、1,000粒単位で計上した。

かき類種苗は、1,000連単位で計上した。(1連は貝がら60個)

わかめ類種苗は、種縄又は種糸の長さを1,000m単位で計上した。

のり類種苗は、網ひびは全国標準規格として18.2m×1.5mを1枚に換算し1,000枚単位で、貝がらは1,000個単位で計上した。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 内水面漁業

公共の内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

イ 漁獲量

漁業経営体が漁獲又は遊漁者が採捕したすべての水産動植物の原形重量を t 単位で計上した。

(5) 内水面養殖業収穫統計調査

ア 内水面養殖業

一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収穫する事業をいう。

イ 養殖経営体

利潤又は生活の資を得るために内水面養殖業を営む世帯及びその他の事業所をいう。

なお、官公庁、学校、試験研究機関等のうち、水産動植物を販売したものも養殖経営体とした。

ウ 養殖収穫量

収穫した量を t 単位で計上した。

エ 種苗販売経営体

種苗を販売した経営体をいう。

オ 種苗販売量

増殖用又は養殖用に種苗を販売した量をいい、稚魚は1,000尾単位で、卵は1,000粒単位で計上した。

(6) 漁業生産額

漁業生産活動による最終生産物の生産額をいい、具体的には、海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査で取りまとめたすべての漁業・養殖業（近海小型捕鯨を含む。）の魚種別生産量等に魚種別産地市場価格等を乗じて算出したものである。

なお、算出に用いる価格は原則として水產物流通調査から得られた産地市場水産物卸売価格を使用したが、遠洋底びき網漁業等及び近海小型捕鯨については関係業界等から、また内水面漁業・養殖業については、主要産地の市場、関係団体等から聞き取った価格をそれぞれ勘案の上、決定した価格を使用した。

また、内水面漁業・養殖業生産額については、以下の推計方法を採用した。

ア 内水面漁業生産額

平成16年以降、内水面漁業生産統計調査の調査対象が漁業権が設定されている主要106河川24湖沼（以下「調査対象河川・湖沼」という。）となったことに伴い、直近の漁業センサス実施年（平成15年調査結果）より得られる漁業権が設定されたすべての河川・湖沼に占める調査対象河川・湖沼の魚種別漁獲量の割合の逆数を、17年都道府県別調査対象河川・湖沼の魚種別漁獲量に乗じて都道府県別総魚種別漁獲量を推計し、その全国計の総魚種別漁獲量に魚種別価格を乗じて魚種別生産額を推計した。

イ 内水面養殖業生産額

(ア) 内水面漁業生産統計調査の調査対象が全国のます類、あゆ、こい及びうなぎ（以下「調査対象養殖魚種」という。）を養殖する養殖業経営体の内水面養殖業収穫量に限定されていることから、これら調査対象養殖魚種の生産額は、内水面漁業生産統計調査より得られる魚種別収穫量に魚種別価格を乗じて推計した。

また、調査対象養殖魚種以外の漁業生産額については、直近の漁業センサスより得られる内水面養殖業経営体（食用を主とする全ての経営体）の販売金額に占める調査対象養殖魚種を養殖する内水面養殖業経営体の販売金額の割合を算出し、この逆数に調査対象養殖魚種の魚種別生産額を乗じて算出した。

[推計式]

I : 調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての生産額（当該年）

A : 調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

B : 調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての販売金額（漁業センサス結果）

a : 調査対象養殖魚種の生産額（当該年）

$$I = \frac{B}{A} \times a$$

(イ) 種苗の生産額については、調査対象養殖魚種別に直近の漁業センサスより得られる食用を主とする内水面養殖業経営体の販売金額と種苗用を主とする内水面養殖業経営体の販売金額から比率を算出し、この比率を調査対象養殖魚種の魚種別生産額に乗じて算出した。

[推計式]

S : 種苗の生産額（当該年）

C : 調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

D : 種苗用の販売金額（漁業センサス結果）

c : 調査対象養殖魚種の生産額（当該年）

$$S = \frac{D}{C} \times c$$

(7) 海面漁業・養殖業生産所得

海面漁業・養殖業生産所得は、海面漁業及び海面養殖業生産額から物的経費を控除した付加価値額である。

具体的には、漁業経営調査から得られる経営体階層（漁船漁業、定置網漁業、各種養殖業）別の

漁業収入から物的経費（漁具費、油費、えさ代等）を控除したものの、各経営体階層別の母集団を乗じて得たものを、漁業収入に母集団を乗じた総額で除すことにより所得率を算出し、その所得率に海面漁業及び海面養殖業生産額を乗じて所得を推計した。

$$\text{所得率} = \frac{\Sigma ((\text{各経営階層別の漁業収入} - \text{物的経費}) \times \text{母集団})}{\Sigma (\text{各経営体階層別の漁業収入} \times \text{母集団})} \times 100$$

(8) 捕鯨業の表章

捕鯨業については、平成12年度までは単独表章としていたが、日本標準産業分類の改訂に伴い、漁業生産額については、海面漁業の内訳として表章した。

なお、漁業・養殖業生産量については、漁獲量ではなく捕獲頭数を公表していることから、従前どおり単独表章としている。

14 利用上の注意

(1) 調査対象の変更

ア 海面漁業・養殖業

海面漁業経営体数については、平成13年までは漁業動態調査漁業経営体調査、10年及び15年については漁業センサスにおいて把握していたが、年間海上作業従事日数が30日未満の個人漁業経営体は調査の対象から除外していた。

14年、16年及び17年については、海面漁業生産統計調査稼働量調査で把握し、すべての海面漁業経営体を調査対象とした。

調査結果については、従来どおり、年間海上作業従事日数が30日未満の個人漁業経営体を除いた経営体数を平成14年、16年及び17年調査結果として掲載した。

イ 内水面漁業・養殖業

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

内水面漁業漁獲統計調査の調査対象河川及び湖沼については、漁業センサス実施年である平成15年については、全国の漁業権等が設定されている全ての河川及び湖沼を調査対象とし、漁業センサス実施年以外については、漁業権等が設定された年間漁獲量100 t 以上の河川及び湖沼等（平成13、14年は148河川及び28湖沼、平成16、17年は106河川24湖沼）を調査対象とした。

なお、平成12年までは全ての河川及び湖沼を調査対象としている。

また、平成15年の調査結果については、前年比較を行うため、平成14年の調査対象である148河川及び28湖沼の漁獲量を掲載し、全ての河川及び湖沼の漁獲量を参考として統計表に掲載した。

(イ) 内水面養殖業収穫統計調査

平成12年調査まではすべての魚種の収穫量であり、13年からは、ます類、あゆ、こい及びうなぎを対象とした。

(2) 単位及び記号の表示

ア 単 位

表示単位未満の端数は四捨五入した。したがって、計と内訳とは一致しない場合がある。

イ 記 号

この報告書に使用した記号は、次のとおりである。

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため統計数値を公表しないもの

「0」： 単位に満たないもの（例：漁獲量0.4 t → 0 tなど）

「△」： 負数または減少したもの

連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部

電話 代表 (03) 3502-8111

生産流通消費統計課 漁業生産統計班 内線3687（経営体数、生産量等）

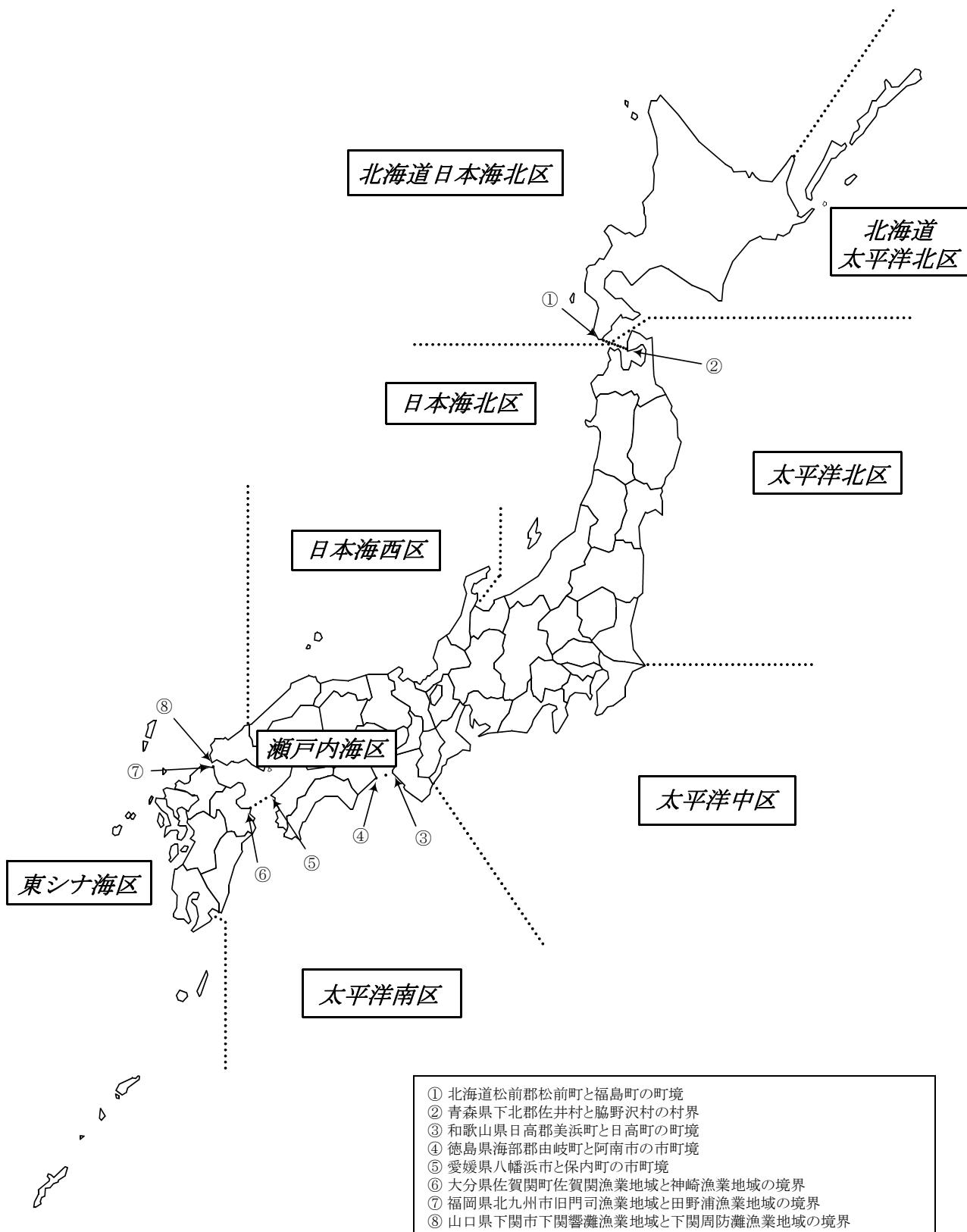
直通 03-3502-8094

経営・構造統計課 分析班

内線3635（生産額）

直通 03-6744-2042

大海区・大海区别都道府県区分図



注:市町村については、平成17年1月1日現在である。